

# 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会敬老会助成金交付要綱

## (目的)

第1条 高齢者の長寿を祝う敬老会を開催する各種団体等(以下「団体」という。)に対して助成を行うことにより地域福祉活動を促進し、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

## (助成の対象)

第2条 この要綱による助成を受けることができる団体は、伊達市内の各地域において敬老会を開催するための次の組織とする。

- (1) 連合婦人会・単位婦人会
- (2) 実行委員会
- (3) その他会長が認める組織

## (助成金の額)

第3条 助成金は団体が敬老会を開催した場合、同地区の75歳以上の人数に対し、下記の表により算出し、予算の範囲内において助成するものとする。

対象人数	助成金額	限度額
500人未満	基礎人数×100円+10,000円	下限額 30,000円
500～1,000人未満	基礎人数×100円+20,000円	上限額 80,000円
1,000人以上	基礎人数×100円+30,000円	上限額 90,000円

## (助成金交付申請及び決定)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、「敬老会実施団体助成金交付申請書」(様式第1号)次に掲げる書類を添付し、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 敬老会実施団体助成事業計画・予算
- 2 会長は、助成金の交付が適当と認めたときは「敬老会実施団体助成金交付決定通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

## (返還等)

第5条 会長は助成金の交付を受けた団体が、次の各号の一に該当する場合は、すでに交付した助成金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業の実施が不相当と認められるとき
- (2) 事業を廃止または中止したとき

## (実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた団体は、事業完了後速やかに「敬老会実施助成団体助成金実績報告書」(様式第3号)に次の各号を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 敬老会実施団体助成事業報告・決算書

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。